

令和2年9月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第50号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・	1
議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・	3
議案第53号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>令和2年2月1日に施行された新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）により指定感染症として指定された新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」といいます。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）に基づく感染症対策が行われていますが、いまだ予断を許さない状況にあります。</p> <p>こうした中、市の職員については、新型コロナウイルス感染症のり患が疑われる者の搬送等の業務に従事しており、今後も同様の業務に従事することが予想されます。</p> <p>このような状況に鑑み、職員が新型コロナウイルス感染症にり患している者又はその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときには、特例として、本条例に規定する上限額を超えて防疫手当を支給することを可能とするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>職員が、市長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症にり患している者又はその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときに支給する防疫手当の額は、4,000円の範囲内において市長が定めるとする特例を設けることとします。 <新附則第11項関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とし、令和2年2月1日から適用することとします。</p>		

件名	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
----	-------------------------------------------------------------------	-----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「府令基準」といいます。）が改正され、特定地域型保育事業における特定教育・保育施設等との連携に関する基準が見直されました。

市における当該連携に関する基準は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により、府令基準に従い条例で定めることとされていることから、改正後の府令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）により子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）特定地域型保育事業における特定教育・保育施設等との連携に関する基準について、改正された府令基準に従い、市の利用調整等により卒園後も引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とします。 <第42条関係>

（2）本条例で引用している子ども・子育て支援法第43条第3項が同条第2項に繰り上げられたことに伴い、関係する条項の整理を行います。

<第2条関係>

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）等により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「省令基準」といいます。）が改正され、保育所等との連携に関する基準等が見直されました。</p> <p>市における当該連携に関する基準等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、省令基準に従い、又は省令基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の省令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）保育所等との連携について、改正された省令基準に従い、家庭的保育事業所等の代替保育の提供に係る連携施設の確保を不要とすることができる要件及び卒園後に受入れを行う連携施設の確保を不要とすることができる要件を整備します。 <第6条関係></p> <p>（2）利用乳幼児に対する食事の提供を、搬入施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができるとする特例について、改正された省令基準に従い、当該搬入施設に、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち市が適当と認めるものを加えます。 <第16条関係></p> <p>（3）小規模保育事業A型及び事業所内保育事業の設備の基準のうち、保育室等が4階以上の階に設けられている建物の避難用設備について、改正された省令基準を参酌し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正に伴う規定の整理を行います。 <第28条及び第43条関係></p> <p>（4）居宅訪問型保育事業について、改正された省令基準に従い、居宅訪問型保育事業者が提供する保育に、保護者の疾病等の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応として、その必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育を加えます。 <第37条関係></p>		

(5) 保育所型事業所内保育事業における連携施設に関する特例について、改正された省令基準に従い、特例保育所型事業所内保育事業者については、卒園後の受入れに係る連携施設を確保しないことができるとする特例を加えます。 <第45条関係>

※ 特例保育所型事業所内保育事業者とは、0歳から2歳までの児童の保育を行う事業者である保育所型事業所内保育事業者が、地域に保育所等がない場合や、満3歳を迎えた時点で地域の保育所等に空きがなく保育所等で受入れができない場合において、引き続き満3歳以上となった児童の保育を行うものとして市長が認めた事業者をいいます。

(6) 利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内で調理する方法によらなければならないとする規定について、改正された省令基準に従い、本条例の施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、本条例の施行日から10年間は、これを適用しないことができるとする経過措置を設けます。 <附則第2条関係>

(7) 家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができるとする経過措置について、改正された省令基準に従い、その対象から特例保育所型事業所内保育事業者を除くとともに、その期間を5年間から10年間に延長します。 <附則第3条関係>

(8) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置について、改正された省令基準に従い、保育士の配置の要件を一定程度柔軟なものとする特例を設けます。 <新附則第6条から新附則第9条まで関係>

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	産業建設部 都市整備課
----	--------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

昭和38年度建設の亀田（尾崎）住宅については、耐用年数を既に経過しており、亀山市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止とする判定を行っていることから、既に入居者が退去した2戸の用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

また、市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成31年3月策定）において、市営住宅の供給目標を令和元年度から令和10年度までの10年間で80戸と定め、民間が所有する賃貸住宅等を活用した市営住宅の供給を推進することとしています。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅8戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

昭和38年度建設の亀田（尾崎）住宅の戸数を6から4に改めることとします。また、新たに設置する借上げによる市営住宅の名称、位置等について、次のように定めます。 <別表第1関係>

設置年度	名称	位置	構造	戸数
令和2年度	栄町北住宅	栄町1382番地10	木造2階	8

3 その他

施行日は、公布の日とします。